

高知大学医学部附属病院脊椎脊髄センター規則

平成 27 年 9 月 15 日
規 則 第 21 号

最終改正 令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知大学医学部附属病院規則（平成 16 年 4 月 1 日施行）第 8 条第 6 項の規定に基づき、脊椎脊髄センターの運営等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 脊椎脊髄センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 脊髄・脊椎疾患に係る診断・治療に関すること。
- (2) その他脊髄・脊椎疾患に係る教育及び研究等に関すること。

(運営委員会)

第 3 条 脊椎脊髄センターの運営に関し必要な事項を審議するため、脊椎脊髄センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会については、別に定める。

(雑則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、脊椎脊髄センターの運営等に関し必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 28 日規則第 38 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。